

消費税増税に伴う保険適用外料金等の変更及び診療報酬改定のお知らせ

消費税法の改正に基づき、消費税率が8%から10%に引き上げられることが決定しました。

これに伴い、当院における保険適用外料金等についても令和元年10月1日より改定させていただきます。

また保険診療におきましても診療報酬改定により、患者さんの医療費が変更となる場合がございます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。